



# 島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第51号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

島根県公印規程の一部改正

（総 務 課） 2

島根県公文書管理規程の一部改正

（ ” ” ） 4

訓 令

島根県訓令第 8 号

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 条第 3 号中「課等」を「課」に改める。

第15条に次の 1 項を加える。

4 電子計算機その他の機器を使用して公印の印影を印刷した文書は、総務課長が別に定める方法により、常にその印刷の状況を明らかにしておかなければならない。

別表第 1 県印の項中「西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長」を「西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ企画幹」に改め、同表知事印の項中「農業改良資金貸付償還金」の次に「及び農業改良資金違約金」を加え、「及び沿岸漁業改善資金助成法」を「並びに沿岸漁業改善資金助成法」に、

「

<table border="1"> <tr><td>島 根 県 知 事 印</td></tr> <tr><td>〇〇県民、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林、〇〇水産、〇〇県土整備又は（地名）</td></tr> </table>	島 根 県 知 事 印	〇〇県民、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林、〇〇水産、〇〇県土整備又は（地名）	28ミリメートル平方	隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所、各保健所、心と体の相談センター、各農林振興センター、西部農林振興センター江津家畜衛生部、中山間地域研究センター、各水産事務所、各県土整備事務所及び県土整備事務所各事業所（大田事業所を除く。）の長並びに西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長	を
島 根 県 知 事 印					
〇〇県民、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林、〇〇水産、〇〇県土整備又は（地名）					

」

「

<table border="1"> <tr><td>島 根 県 知 事 印</td></tr> <tr><td>〇〇県民、公文書センター、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林、〇〇水産、〇〇県土整備又は（地名）</td></tr> </table>	島 根 県 知 事 印	〇〇県民、公文書センター、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林、〇〇水産、〇〇県土整備又は（地名）	28ミリメートル平方	隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所、公文書センター、各保健所、心と体の相談センター、各農林振興センター、西部農林振興センター江津家畜衛生部、中山間地域研究センター、各水産事務所、各県土整備事務所及び県土整備事務所各事業所（大田事業所を除く。）の長並びに西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ企画幹	に改め、同表
島 根 県 知 事 印					
〇〇県民、公文書センター、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林、〇〇水産、〇〇県土整備又は（地名）					

」

本庁監、課長又はセンター長印の項中

「

\_\_\_\_\_

島 根 県 総 務 部 総 務 事 務 セ ン タ ー 長 印	20ミリメートル 平方	総務事務センター長	を
---------------------------------------	----------------	-----------	---

島 根 県 総 務 部 総 務 事 務 セ ン タ ー 長 印	20ミリメートル 平方	総務事務センター長	に改め、同表
島 根 県 総 務 部 原 子 力 安 全 対 策 課 長 印 原子力環境センター長	20ミリメートル 平方	原子力環境センター長	

地方機関の印の項中

島 根 県 立 農 業 大 学 校 印	60ミリメートル 平方	農業大学校事務局長	証書専用	を
---------------------------	----------------	-----------	------	---

学 農 島 校 林 根 印 大 県 立	40ミリメートル 平方	農林大学校事務局長	証書専用	に改め、同表
---------------------------	----------------	-----------	------	--------

」

地方機関の長印の項中「西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長」を「西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ企画幹」に、「農林振興センター各事務所及び東部農林振興センター中海干拓営農部の長」を「及び農林振興センター各事務所」に改める。

別表第2中「東部農林振興センター松江農業普及部安来支所及び東部農林振興センター中海干拓営農部」を「及び東部農林振興センター松江農業普及部安来支所」に、「西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長」を「西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ企画幹」に改める。

別表第3に次の2号を加える。

- 27 臨時的職員取扱要領（昭和38年3月8日付け人第386号）に基づく任用通知書
- 28 非常勤嘱託取扱要領（昭和45年3月23日付け人発第482号）に基づく辞令書

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

島根県訓令第9号

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第58条見出し中「総務部総務課」を「総務部総務事務センター」に改め、同条、第59条及び第60条第1項中「総務部総務課長」を「総務部総務事務センター長」に改める。

別表第1中

「

人権同和対策課	西部人権啓発推進センター
---------	--------------

を

」

「

消防防災課	防災航空管理所
原子力安全対策課	原子力環境センター
人権同和対策課	西部人権啓発推進センター

に

」

改め、同表西部県民センターの項中「県央事務所川本駐在グループ」を「県央事務所川本駐在スタッフ」に改め、同表東部農林振興センターの項中「中海干拓営農部」を削る。

別表第2の1の表地域振興部の部地域政策課の項の次に次のように加える。

しまね暮らし推進課	しま暮
-----------	-----

別表第2の1の表地域振興部の部土地資源対策課の項を削り、同表の2の表中

「

東部農林振興センター	東農
松江農業普及部安来支所	東農松安
中海干拓営農部	東農中干
松江家畜衛生部	東農松衛
出雲家畜衛生部	東農出衛

を

雲南事務所	東農雲
出雲事務所	東農出

」

「

東部農林振興センター	東農
松江農業普及部安来支所	東農松安
松江家畜衛生部	東農松衛
出雲家畜衛生部	東農出衛
雲南事務所	東農雲
出雲事務所	東農出

に改め、同表の

」

2の表農林水産部の部農業大学校の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表商工労働部の部出雲高等技術校の項を削る。

様式第8号中「総務課担当印」を「総務事務センター担当印」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。